

船員保険制度の見直しについて

船員保険事業運営懇談会(平成18年12月21日)報告書(概要)

見直しの背景

1. 船員保険制度の在り方に関する検討会(平成17年12月)の報告書

2. 特別会計の見直し *以下の方向性が決定される*

- > 業務上疾病・年金部門 → 労災保険制度
- > 失業部門 → 雇用保険制度
- > 業務外疾病部門、独自給付部門 → 新船員保険制度

3. 社会保険庁の組織改革

見直しの概要

1. 一般制度への統合と独自給付の維持

- > 労災保険、雇用保険に相当する部分は、一般制度に統合。
- > 船員労働の特殊性を踏まえ、引き続き、ILO条約や船員法に基づく給付が行えるよう措置。

2. 積立金差額への対応

- > 労災保険への統合に伴う財政方式の変更(職務上年金部門)により必要となる移管金の額と、現在の積立金の差額については、統合後も船舶所有者が償却。
- > 他部門の積立金のうち事業主負担に係る部分を活用し、積立金差額を圧縮。また、船舶所有者が負担に耐えられるよう償却期間を設定。

3. 運営主体

- > 運営コストを抑え、効率的・安定的に業務を実施するため、全国健康保険協会を運営主体とする。あわせて、協会に船員保険協議会(仮称)を設けるなど、船員保険関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

4. 福祉事業

- > 船員保険の福祉事業のうち、一般制度の枠組みで実施可能な事業は、それぞれで実施。その他の事業は、事業内容を精査し、引き続き船員保険の福祉事業として実施。
- > 船員保険の福祉施設については、今後も整理合理化に取り組む必要がある。具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、船員保険関係者の意見を十分配慮して検討。

5. その他

- > 失業部門については、雇用保険法改正に伴う改正のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率の引下げを平成19年4月より実施予定。

船員保険法の改正（概要）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）を踏まえ、船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。

見直しの背景

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 22 条
船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成 18 年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法…による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法…による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法…第 7 条の 2 第 1 項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成 22 年までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。
- 被保険者の減少傾向（特に職務上年金部門においては厳しい財政運営）
被保険者数の推移 昭和 46 年度 26 万 8 千人 → 平成 17 年度 6 万 3 千人

改正の概要

1. 雇用保険制度の見直しに伴う改正

- (1) 雇用保険の国庫負担の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直しを行う。
- (2) 雇用保険の保険料率の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る保険料率の見直しを行う。
- (3) その他、育児休業給付金の支給額の引上げ等、雇用保険と同様の改正を行う。

2. 船員保険制度の見直しに伴う改正

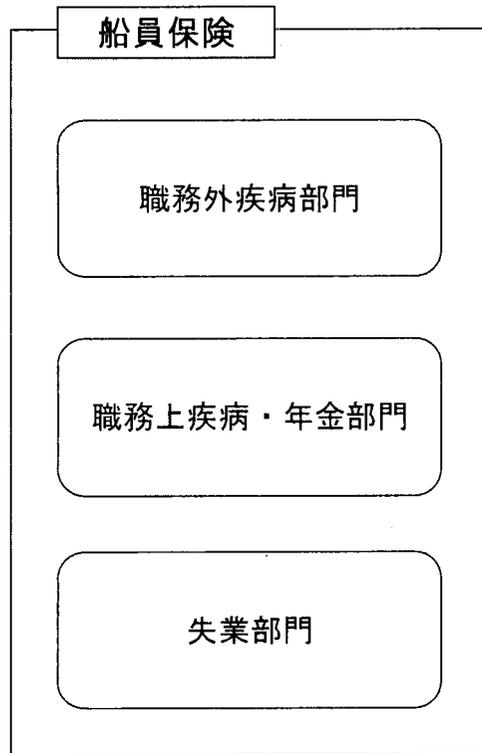
- (1) 雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率を引き下げる。
- (2) 船員保険の職務上年金・疾病部門のうち、労働者災害補償保険に相当する部分を、労働者災害補償保険制度に統合する。
- (3) 船員保険の失業部門を、雇用保険制度に統合する。
- (4) その他の部分は引き続き船員保険として実施することとし、その業務を全国健康保険協会に移管する。

3. 施行期日

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 1 及び 2 の (1) について | 平成 19 年 4 月 1 日（一部 平成 19 年 10 月 1 日） |
| 2 ((1) を除く) について | 平成 22 年 4 月 1 日 |

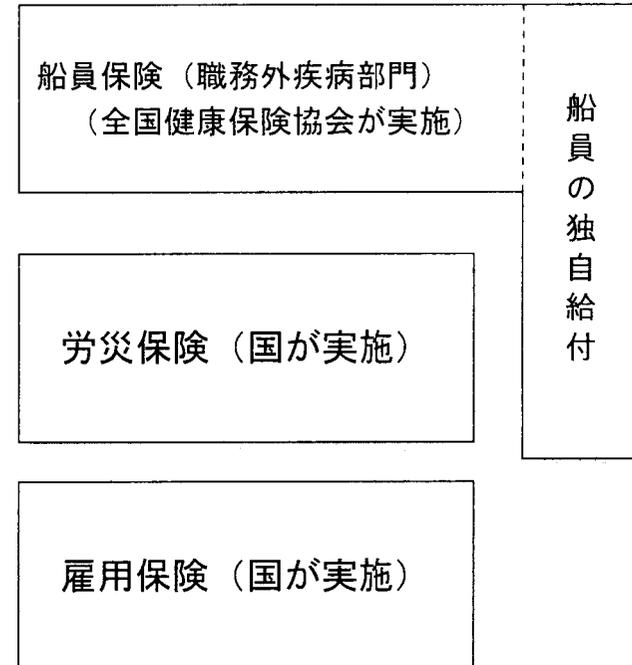
船員保険制度の見直しのスキーム

現 行 制 度



見 直 し 後

労災保険・雇用保険と統合し、
独自給付は職務外疾病部門と一
体的に実施



※ あわせて、雇用保険法改正に伴う改正（失業保険の給付の見直し、国庫負担の見直し等）のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率（被保険者負担分に限る）の引下げを平成19年4月より実施予定。

年金特別会計
(厚生保険特別会計と国民年金特別会計の統合)

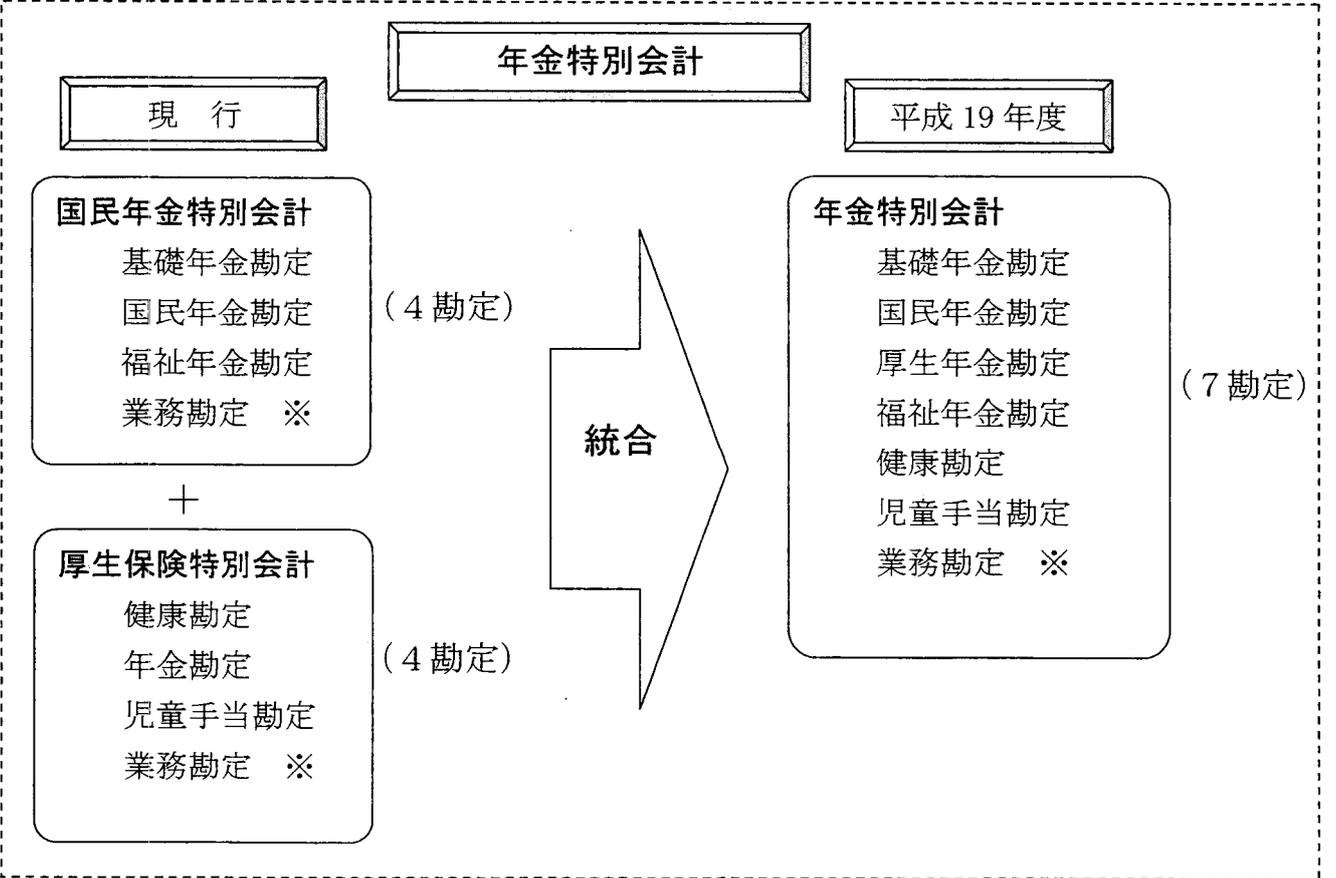
概要

年金特別会計は、現行の厚生保険特別会計（労働者の年金保険事業（厚生年金保険）や健康保険事業（政管健保）等を経理）と国民年金特別会計（基礎年金及び自営業者等の年金事業（国民年金）等を経理）を統合して設置される特別会計であり、①基礎年金勘定、②国民年金勘定、③厚生年金勘定、④福祉年金勘定、⑤健康勘定、⑥児童手当勘定、⑦業務勘定に分かれ、業務に関する経理を行う。

(参考1)

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律
(平成十八年六月二日法律第四十七号)
(厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の見直し)
第二十一条 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成十九年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

(参考2) 統合のイメージ



特別会計に関する法律案(仮称)【厚生労働省関係分】

行政改革推進法(平成18年法律第47号)

- 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。(第19条第1項)

【労働保険特別会計】

- 労働福祉事業、雇用保険三事業について廃止を含めた見直しを行う。
- 雇用保険法第66条の規定による国庫負担の在り方については廃止を含めて検討。

【厚生保険特別会計、国民年金特別会計】

- 平成19年度において統合。

【国立高度専門医療センター特別会計】

- 平成22年度において廃止、各センターは独立行政法人へ移行。

【船員保険特別会計】

- 労災保険・雇用保険相当部分は平成22年度までを目途に労働保険特別会計に統合。その他の部分は公法人化。

特別会計に関する法律案(仮称)

各特会法を廃止し、全特会共通の会計手続を定める。

総則(各特別会計の共通事項)

- ・ 一般会計繰入の対象経費を法定化。
- ・ 借入金対象経費を特定し、借入限度は国会の議決を経る。
- ・ 企業会計の慣行を参考とした財務書類の作成・情報開示

各特別会計の目的、管理及び経理に関する取扱い

- ・ 特別会計ごとに、一般会計繰入対象経費や積立金の目的を明確化するとともに、勘定区分や勘定間の繰入れなど所要の規定を整備。

【労働保険特別会計】

【年金特別会計】

厚生保険特別会計、国民年金特別会計を統合し、両特会の業務勘定を統合。

附 則

原則として、平成19年4月1日から施行し、19年度予算から適用。

【国立高度専門医療センター特別会計】

【船員保険特別会計】

ともに、平成21年度末まで暫定的に存続し、廃止に伴う経過措置については別に法律で定めることとする。

労働福祉事業・雇用保険三事業の見直し、雇用保険法の国庫負担の在り方及び船員保険制度の見直しについては、別途関連法律の改正により措置予定。

第25回社会保障審議会医療保険部会
(平成19年3月1日)

資料 4

パート労働者への健康保険の 適用拡大について

パート労働者への社会保険適用拡大に関する議論の経緯について

I. 平成16年 年金制度改正時

「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」(平成15年11月17日厚生労働省)において、パート労働者への厚生年金の適用拡大について「週所定労働時間が20時間以上の労働者まで適用を拡大する案」が示されたが、法案には盛り込まれず、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第3条第3項において「施行後5年を目途として、総合的に検討を加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」検討規定が置かれた。

II. パート労働者への社会保険適用拡大について

- 「社会保障の在り方懇談会」最終報告(平成18年5月26日)、「再チャレンジ推進会議中間取りまとめ」(平成18年5月30日)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、パートタイム労働者への社会保険適用拡大について検討する旨の報告がされた。
- また、平成18年11月30日の経済財政諮問会議において、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対して「パートタイム労働者への社会保険の適用拡大については、精力的に関係者からの意見聴取を行った上で、来年の通常国会への被用者年金一元化法案の提出と併せ、実現できるよう調整していただきたい」との指示がなされた。
- 上記の指示を踏まえ、「再チャレンジ支援総合プラン」(平成18年12月26日「再チャレンジ支援に関する関係閣僚による会合」了承)において、「社会保障審議会年金部会において、精力的に関係者から意見聴取等を行うなど、社会保険の適用拡大が実現できるよう関係者との調整に努める。」こととされ、同部会に設置された「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)において、本年1月～2月にかけて、関係団体等からのヒアリングが行われたところ。

III. パート労働者への健康保険適用拡大について

- 第2回WGにおいて、委員より、健康保険の適用拡大について説明を求められたことから、「パート労働者への健康保険の適用拡大について(4頁)」に基づき、健康保険についても一体的に検討する必要がある旨を説明した。
- また、第8回及び第9回WGにおいて、健康保険の適用拡大についても関係団体から意見の聴取が行われた。

再チャレンジ支援総合プラン

(平成18年12月26日「再チャレンジ支援に関する関係閣僚による会合」了承) 一抜粋一

○ 再チャレンジ支援総合プラン本文

3. 再チャレンジ支援における重点課題

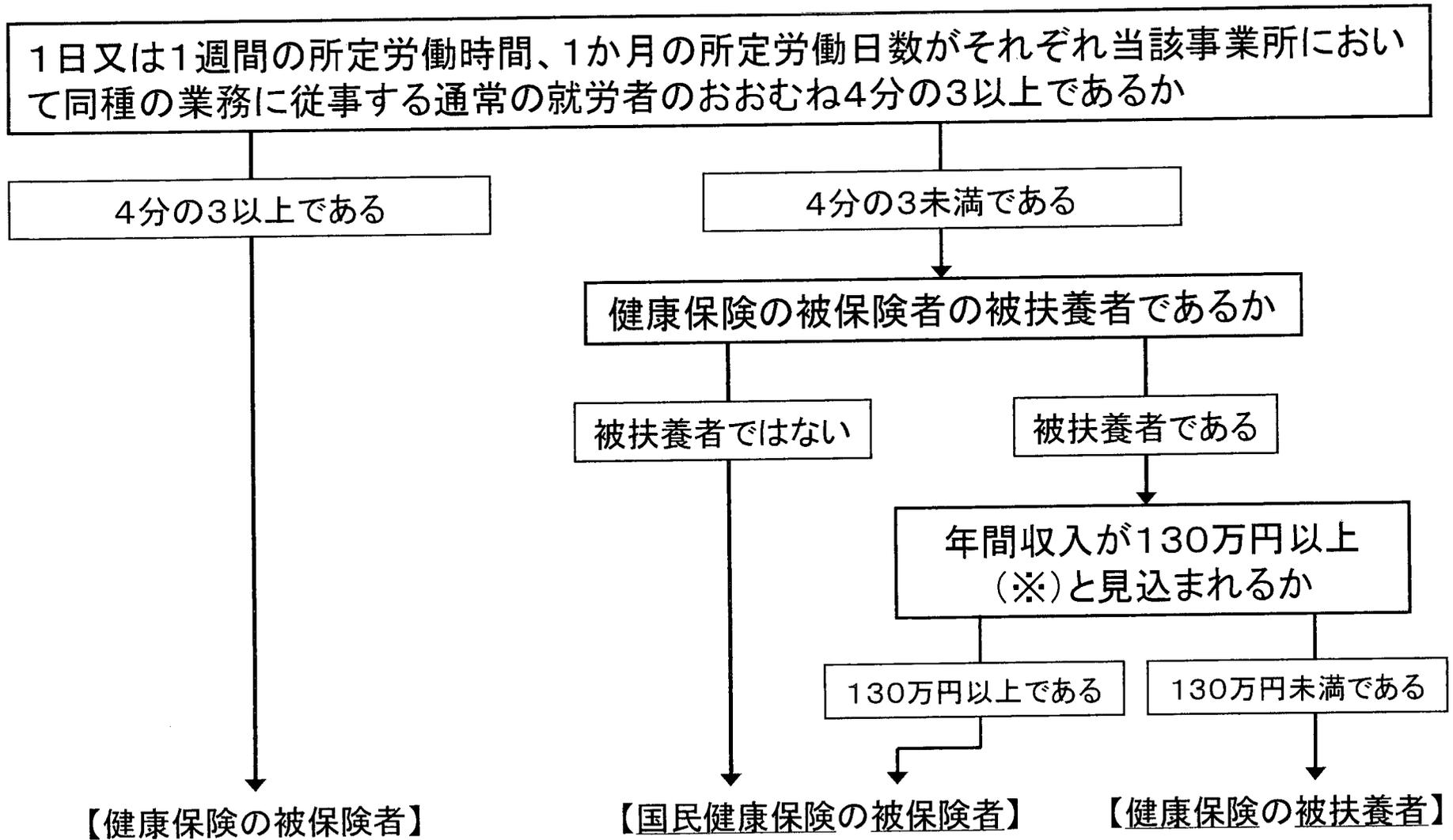
(1) 長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ

- ② 労働者が安心・納得して働けるように、労働契約法(仮称)を制定し、有期労働契約を含めた労働契約全般に係るルールを明確化し、また、パートタイム労働法の改正やパート労働者への社会保険の適用拡大などを進めて正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

○ 行動計画表

支援の対象者・対象項目		施策名	行動計画			目標・指標	平成19年度 予算要求
			平成18年度	平成19年度	平成20年度		
長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの脱却	パートなど非正規労働者	社会保険の適用拡大	再チャレンジを支援し格差を固定させないといった観点にも留意しながら、引き続き、総合的に検討する。	同左			
			具体的には、まずは社会保障審議会年金部会において、精力的に関係者から意見聴取等を行うなど、社会保険の適用拡大が実現できるよう関係者との調整に努める。				

短時間労働者への健康保険の適用について



※ここでいう「収入」には給与の他、資産所得等、継続して入る収入が含まれる(資産所得、事業所得等経費を要するものについては必要経費控除後)。

パート労働者への健康保険の適用拡大について

I. 被用者に係る社会保険制度としての一体性

- 健康保険と厚生年金は、被用者とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであり、適用の範囲について、制度によって便宜的にその取扱いを異にすべきではないのではないか。
- 両制度の取扱いを異にする場合、パート労働者が厚生年金には加入できるが、健康保険には加入できないなどの事態が生じることとなり、パート労働者の理解を得ることが困難ではないか。パート労働者など非正規労働者と正規労働者間の均衡処遇の確保の観点からも、両制度は同様の運用とすべきではないか。

II. 事業主等の事務の効率性

健康保険の事務（適用、保険料の徴収等）において、厚生年金との取扱いを異にする場合、事業主等の事務が煩瑣にならないか。

III. 適用拡大に係る留意点

厚生年金とは異なり、保険者が多数存在することから、適用拡大に伴い、加入者が異なる保険者の間を移動することとなり、加入者の保険料負担等や、保険者の財政等に影響が生じることとなる。

パート労働者が健康保険に加入した場合の給付と負担の変化のイメージ

- サラリーマン世帯（世帯主は健康保険の被保険者、世帯員はその被扶養者）が適用拡大の対象となる場合には、保険料負担は上昇するが、非正規雇用者（パート・アルバイト）が中心的な稼ぎ手である世帯（国民健康保険加入）においては、保険料負担は減少する。なお、育児休業中は保険料が免除される。
- いずれのケースにおいても、健康保険への加入により、新たに以下の給付が受けられる。
 - ・ 傷病手当金：日給の6割（平成19年度から2/3）相当額、支給期間は最長1年6か月間
 - ・ 出産手当金：日給の6割（平成19年度から2/3）相当額、支給期間は約100日間
 - ・ 付加給付：一部負担還元金、家族療養付加金等、健康保険組合が独自に実施

【報酬月額10万円の場合の例（加入期間は問わない）】

被保険者資格の変化 (対象となる世帯の例)	保険料負担の変化 (※1・2・3) (対象となる世帯単位)	給付の変化等
健保被扶養者 → 健保被保険者 (例. サラリーマンの妻)	年間約5.5万円増	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金：満額受給の場合、約107万円 ・ 出産手当金：満額受給の場合、約20万円 ・ 一部負担還元金等の付加給付 ・ 育児休業中は保険料が免除
国保被保険者 → 健保被保険者 (例. 自営業者の妻 ひとり親[母子家庭等]等)	(配偶者がいる世帯：自営業者の妻) 年間約4千円増	
	(配偶者がいない世帯：ひとり親[母子家庭等]) 年間約4千円減 (※4)	
国保被保険者 → 健保被保険者 とその被扶養者 (例. 非正規雇用世帯の夫妻)	年間約3.2万円減	

※1 介護保険料負担の変化を含む。ただし、適用拡大の対象となる者が40歳未満の場合は介護保険料の負担はない。

※2 健康保険における保険料率は、政府管掌健康保険の場合：9.43%（一般保険料率8.2%、介護保険料率1.23%）で計算。なお、組合健康保険における保険料率の平均は約8.5%（一般保険料率約7.5%、介護保険料率約1.0%）

※3 事業主の保険料負担はいずれのケースにおいても年間約5.5万円増。

※4 2人世帯（親1人子1人）の場合。3人世帯（親1人子2人）の場合は、年間約1.7万円減。

社会保険庁改革について

- ・ 年金公法人法案(仮称)の概要……………1
- ・ 国民年金事業等の運営の改善のための
国民年金法等の一部を改正する法律案
(仮称)の概要……………2
- ・ 社会保険庁改革の推進について……………3

年金公法人法案（仮称）の概要

公的年金事業等の適正な運営を確保するため、年金公法人(仮称)を設立することとし、その目的、業務等を定めるとともに、社会保険庁を廃止し、関係法律について所要の改正を行う。

I 概要

(1) 公的年金事業等に係る厚生労働大臣の事務のうち委任を受けたものを適正に実施することを目的とする年金公法人（仮称）を設立するため、以下の事項を定める。

- ① 目的
- ② 事務所及び資本金に関する事項
- ③ 役員及び職員に関する事項
- ④ 業務に関する事項
- ⑤ 設立手続き 等

(2) 関係法律の一部改正

- ① 厚生年金保険法及び国民年金法

現在、社会保険庁長官が行うこととされている業務は、厚生労働大臣が行うこととするとともに、被保険者資格の取喪の確認、保険料等の滞納処分及び被保険者に対する調査等については、年金公法人（仮称）に行わせることができる旨の規定を設ける。

- ② その他

健康保険法、厚生労働省設置法等について、社会保険庁の廃止及び年金公法人（仮称）の設立に伴う所要の規定の整備を行う。

II 施行期日

未定

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

国民年金事業等に対する国民の信頼を回復するため、社会保険庁の組織改革に併せて、各般にわたる業務改革を進める。

《改革の理念》①サービスの向上、②効果的・効率的な事業運営、③公正な事務処理と透明性の確保

組織改革

社会保険庁を廃止し、年金公法人（仮称）を設置

業務改革（本法案）

事業運営の改善に必要な国民年金法等の関係法律の改正

国民の信頼の回復・向上

I 概要

1 サービスの向上

- ①住民基本台帳ネットワークの活用により、被保険者等の住所変更等の届出を原則廃止するための規定の整備
- ②社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図るための規定の整備など、サービスの向上のための規定を整備する。

2 保険料の収納対策の強化

クレジットカードによる保険料納付等の保険料を納めやすい環境の整備、社会保険制度内での連携による保険料納付の促進など、保険料収納対策の強化のための規定を整備する。

3 国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

- ①年金事務費の一部への保険料財源充当の制度化
 - ②年金福祉施設の根拠である「施設をすることができる」旨の規定の廃止及び年金相談等の年金給付に関連する事業の根拠規定の整備
- など、国民に信頼される公正・透明・効率的な事業運営を可能とするための規定を整備する。

II 施行期日

公布日、平成20年4月1日、平成21年4月等

平成 18 年 12 月 14 日

社会保険庁改革の推進について

与党年金制度改革協議会

社会保険庁改革は、これまでも我々が責任を持って進めてきた。

しかし、今般明らかとなった不祥事などを踏まえ、国民の目線に立った改革をさらに進めていく必要がある。

言うまでもなく、社会保険庁は年金・医療といった社会保障の重要な執行機関であり、国民の声に従ってその改革を進めていくことが社会保障制度への信頼を確立することにつながるものである。今こそ社会保険庁のさらなる改革を進め、解体し、出直して再構築し、国民の信頼を回復していかなければならない。

こうした観点に立って以下の改革に早急に取り組むこととし、関連する社会保険庁改革法案を次期通常国会に提出し、その成立を図るものとする。

1. 公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、解体する

- ・ 公的年金にかかる財政責任・管理責任は国が担うこととするが、その運営に関する業務(年金の適用・保険料の徴収・記録・管理・相談・裁定・給付)は新たな非公務員型の公的新法人を設けてこれに担わせることとする。
- ・ すなわち、特別会計の管理などの公的年金にかかる必要最小限の管理部門は国に置き、ここからの委託を受けて年金の運営業務を新法人が行うこととする。

- ・また、年金の運營業務の振り分けを行い、民間へのアウトソーシングを積極的に進める。この業務の振り分けは第三者機関が行い、できる限りのアウトソーシングを行うこととする。
- ・この第三者機関は、民間の有識者をもって構成し、中立性・独立性を確保する。
- ・強制徴収を含む徴収率を向上するための方策については、当面新法人を念頭に置くが、民間委託も視野に入れて可能な限りアウトソーシングできるよう十分な検討を行う。
- ・特に、悪質な滞納者については、国税庁に委託して強制徴収を行うこととする。
- ・なお、新たな運営体制が発足した後、その状況の推移を見ながら、新法人のあり方・存続の可否も含め、3年を目途として引き続き抜本的な検討を行う。

2. 組織人員は必要最小限とし、一層の合理化・効率化を図る

- ・国の管理部門の組織・要員は必要最小限とする。
- ・年金新法人の職員は大幅な削減を目指し、一層のリストラ、民間へのアウトソーシングを進める。
- ・年金新法人の発足に当たっては、その職員は社会保険庁を一旦退職した後、第三者機関の厳正な審査を経て再雇用する。
- ・外部からの採用も積極的に行い、これまでの職場体質を一掃する。
- ・年金新法人の服務規律は民間と同等とし、勤務態度が不良な職員については降任・降格・免職等の措置を厳しく行い、職場規律を確立する。

社会保険庁の廃止・解体

